

焼津市地域クラブ活動ガイドライン

R7. 2. 4

ガイドライン策定の趣旨

令和2年、スポーツ庁及び文化庁は、少子化が進展する中、生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動を将来にわたって実現するために、令和5年度以降、学校部活動の段階的な地域移行を図ることとした。

焼津市では、令和3年度に「焼津市地域クラブ活動在り方検討委員会」を立ち上げ、中学校の学校部活動を地域クラブ活動に移行する取組を開始した。焼津市でも、少子化の影響で、学校部活動の数が減少傾向にあり、「生徒が希望する種目がない」「専門的な指導が受けられない」等の課題を抱えていたことから、焼津市地域クラブ活動在り方検討委員会では、改革の目的を「やってみたい、上手くなりたいという生徒の思いに応える活動」「焼津らしさや創造的な取組など、生徒にとっても、市民にとっても魅力的な活動」「活動と運営の自主性と責任という市民のやりがいの創出」とした。現在まで残っている学校部活動を地域に移行することにとどまらず、地域の魅力を付加した新たな活動としての「地域クラブ」の立ち上げを目指してきた。

本ガイドラインは、「焼津市地域クラブ活動についての申し合わせ事項」（焼津市地域クラブ活動在り方検討委員会）をもとに、生徒が将来にわたり、スポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる素地を養う「焼津市地域クラブ活動（以下、地域クラブ）」の考え方を示すものである。

1 地域クラブ活動の目的

焼津市教育の基本理念「優しく、強く、愛しい人」の育成

- (1) 健やかな心身と主体的に行動する態度を培う。
- (2) 人とのかかわりを大切にする社会性を育む。
- (3) 目標に向かって努力する態度を培う。
- (4) スポーツや文化・芸術活動に親しむ素地を養う。

2 地域クラブ活動とは

- (1) 生徒が希望する活動を選択できる環境を保障するために次のような種目を設定する。
 - ① 学校部活動として活動実績がある種目
 - ② 中学校学習指導要領において履修する種目
 - ③ 地域のスポーツ・文化資源を活用した種目
 - ④ 生徒のニーズに応じた種目
- (2) 令和6年度までは「焼津市地域クラブ活動申し合わせ事項」、令和7年度からは「焼津市地域クラブ活動ガイドライン」に則って活動する。

3 地域クラブ活動への参加者

希望する全ての生徒の参加を認める。（当面は、焼津市在住の中学生を対象とする。）
ただし、施設や生徒の安全確保の理由から定員を設定することがある。

4 地域クラブの運営

- (1) 地域クラブは、一般社会人（自ら希望し、兼職兼業届を提出し、承認された教職員を含む）が運営代表者や指導者となっていく。
- (2) 地域クラブは、活動の目的をふまえ、生徒の思いや願いを生かしながら、生徒の体力等の状況に適した活動や保護者との連絡を組織的に行う体制を整える。
- (3) 地域クラブは、規約や運営方針、年間計画、代表者・指導者等の組織を生徒や保護者に示す。
- (4) 地域クラブは、生徒の心身の健康管理、事故防止を徹底し、体罰・ハラスメント等を根絶する。
- (5) 地域クラブは、必要な時は、生徒の状況について学校と連携し、「1 地域クラブの目的」に則り、生徒の心身の成長に資する。
- (6) 地域クラブは、定期的な情報共有・連絡を行い、安定したクラブの運営につなげるために、焼津市地域クラブ活動報告会に参加する。（焼津市地域クラブ活動担当事務局が、年1回の活動報告会を開催する。）
- (7) 地域クラブから参加生徒への連絡は、文書等を基本とし、個別の連絡は保護者を通して行う。ただし、募集期間等、連絡が取りにくい状況があるときは、焼津市や学校が文書配付等に協力することがある。

5 活動時間

継続的に活動を行う上で、勝利などの成果を目指すこと、技能の水準や記録に挑戦することは自然なことであり、それらへの支援は問題とされることではない。しかし、地域クラブは、大会等で勝つことのみを重視し、過重な練習を強いることがないようにし、健やかな心身と豊かな人間性を育むためにバランスのとれた指導を、次の(1)から(4)を原則として行う。

(1) 活動日

週2日以上（少なくとも平日1日、週休日1日）を設定する。ただし、長期休業中の平日の活動は、3日以内とする。大会等で休養日が設定できなかったときは、次週の休養日を増やす。

学校の定期テスト、実力テスト等があるときは、該当生徒の活動をテスト前3日間は控える。

(2) 活動時間

平日は、2時間程度の活動とし、遅くとも20時30分終了とする。週休日、長期休業中の平日の活動時間は、3時間程度とし、生徒の移動時間にも配慮する。

(3) 活動開始前に生徒の健康観察を行い、焼津市熱中症対策ガイドラインに沿って活動を行う等、活動場所の環境に応じて、活動時間・内容・休息を柔軟に設定する。

(4) 非常変災時等は、市から発出される対応をとる。

6 指導者

指導者は、焼津市が開催する年1回の指導者研修会に参加する。生徒とのコミュニケーションを大切に、一人一人の状況や特性の把握に努めるとともに、適切な休養、過度な練習の防止や合理的・効果的なトレーニングを導入するために、各種研修会にも積極的に参加する。

7 会費・会計

- (1) 地域クラブは、原則として受益者の負担で活動を維持する。クラブの運営や指導者への謝礼を確保しつつ、できるかぎり低廉な会費を設定し、希望する生徒が参加できるようにする。
- (2) 地域クラブは、公正かつ適切な会計処理を行い、関係者に対する情報開示を行う。

8 焼津市の支援

- (1) 焼津市は、指導者研修会及び活動報告会（各年1回）を開催する。
- (2) 焼津市は、地域クラブが学校施設（グラウンド、体育館、テニスコート、卓球場、武道場等）の利用を希望したときは、学校の活動に支障のない範囲で使用できるように調整する。地域クラブは、使用上の注意事項を守り、施設・用具を利用できる。必要な鍵は、地域クラブが、学校から許可を得て複製し、管理し、毎年活動報告会で管理の状況（鍵の数、ナンバー等）を市に報告する。
- (3) 焼津市は、学校以外の公共施設利用についても、使用料を負担せずに、あるいは減免措置により使用できるように調整する。
- (4) 焼津市は、3月に市内小学校6年生と中学生に、全地域クラブの募集案内を一斉に配布し、生徒の新規加入願いを集約する。前年度から継続して活動する生徒の希望の集約は、各地域クラブで行う。
- (5) 焼津市は、地域クラブ開設後、指導者の確保等に関し、地域クラブの要請に応じて相談にのる。
- (6) 焼津市は、地域クラブに本ガイドラインに則っていない活動が認められたときは、焼津市地域クラブとしての活動を取り消すことができる。